

岩手県告示第877号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 短期入所生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人軽米町社会福祉協議会	九戸郡軽米町大字上館第1地割78番地1	特別養護老人ホームいちい荘	九戸郡軽米町大字軽米第9地割53番地3	平成21年10月1日

2 認知症対応型通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人みちのく協会	八幡平市松尾寄木第11地割13番地1	ほっとすば柏台	八幡平市柏台二丁目9番1号	平成21年10月6日

3 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人敬仁会	岩手郡葛巻町江刈第5地割字四日市155番7	マイホームくずまき	岩手郡葛巻町江刈第5地割59番地5	平成21年4月7日

4 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社山崎タクシー	下閉伊郡山田町川向町6番11号	有限会社山崎タクシー指定訪問介護事業所	下閉伊郡山田町川向町6番11号	平成21年10月1日

5 介護予防通所リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
篠村 達雅	岩手郡雫石町寺の下105番地12	篠村医院	岩手郡雫石町寺の下105番地12	平成21年10月1日

6 介護予防短期入所生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人軽米町社会福祉協議会	九戸郡軽米町大字上館第1地割78番地1	特別養護老人ホームいちい荘	九戸郡軽米町大字軽米第9地割53番地3	平成21年10月1日

7 介護予防認知症対応型通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人みちのく協会	八幡平市松尾寄木第11地割13番地1	ほっとすば柏台	八幡平市柏台二丁目9番1号	平成21年10月6日

会	割13番地 1		1号	
---	---------	--	----	--

8 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人敬仁会	岩手郡葛巻町江刈第5地 割字四日市155番7	マイホームくずまき	岩手郡葛巻町江刈第5地 割59番地5	平成21年4月7日